

譲渡所得の「お尋ね」をお早め

土地や建物をお売りになった利益（譲渡所得）に対して所得税がかかります。

昭和五十三年度中に土地・建物をお売った場合には確定申告をしていただきますが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

該当者には一月草々こ来課願うよう日時を指定した通知を差上げます。該当のかたがたはこの「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行っていただくことになりません。

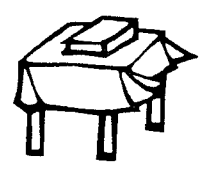
ご多忙でも、市役所税務課まで「お尋ね」の提出をしてください。

譲渡所得のあらまし

譲渡所得の税金は、土地や建物の譲渡所得が、「長期譲渡所得」になるか、「短期譲渡所得」になるかによって、その計算方法が異なります。

●長期譲渡所得は、昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した土地や建物をお売った場合の譲渡所得です。

●短期譲渡所得は、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地や建物をお売った場合の譲渡所得です。



豆 辞 典

取得費……資産の購入代金や購入手数料などのほか、資産の設備に要した費用、資産を取得した後に加えた改良の費用（通常の修繕費は含まれません。）の合計額です。しかし建物の取得費は、この合計額から一定の方法で計算した「償却費相当額」を差し引いて計算します。

〔概算取得費の特例〕…このようにして算出した取得費が、その譲渡価額の5%より少ない場合には、その譲渡価額の5%相当額をその取得費とすることのできる簡便法があります。

〔相続財産の特例〕…相続財産を、相続後2年6か月以内に売った場合には、その売った相続財産に課税された相続税額を取得費に加算する特例があります。この特例の適用を受けられる場合には、確定申告書2面の、「特例適用条文」欄に「措法39条」と記入するとともに、申告書に「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」を添えて税務署に提出してください。

譲渡費用……仲介手数料、測量費など、資産を譲渡するために支出した費用ですが、次のようなものも譲渡費用になります。

- ① 貸家の譲渡に際して借家人に支払った立退料
- ② 土地の譲渡に際してその土地の上にある建物を取壊した場合の取壊し費用や建物の取壊し損

しかし、借入金の利子や修繕費、固定資産税のような資産の維持、管理に要した費用は譲渡費用になりません。

課税総所得……総所得から所得控除額を差し引いた残額です。総所得とは、給与所得や事業所得などの合計額で土地・建物の譲渡所得や山林所得、退職所得は含まれません。

所得控除額とは、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除などの合計額です。

累進税率……課税総所得に対する税金を計算する場合の税率で、課税総所得が大きくなるにつれて高率となっています。

この累進税率によって実際に税金の計算をする場合は、「確定申告の手引き」に掲載されている「所得税の税額表」を使って計算してください。

〔長期譲渡所得の税金〕

- (収入金額) (必要経費) ()
- ① 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) = 長期譲渡所得
- (特別控除)
- ② 長期譲渡所得 - 100万円 = 課税長期譲渡所得
- ③ 税金は、次の(1)又は(2)の算式によって計算した金額
- (1) 課税長期譲渡所得が2,000万円までのとき
- (税率)
- 課税長期譲渡所得 × 20% = 税金 別に地方税として 6%がかかります
- (2) 課税長期譲渡所得が2,000万円を超えるとき
- { (課税総所得 + 課税長期譲渡所得 × $\frac{3}{4}$) × 累進税率 } - (課税総所得 + 1,500) × 累進税率 + 400万円 = 税金

〔短期譲渡所得の税金〕

- (収入金額) (必要経費) ()
- ① 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) = 課税短期譲渡所得
- ② 税金は、次の(1)と(2)の算式で計算した金額のうち、いずれか多い金額
- (税率)
- (1) 課税短期譲渡所得 × 40%と、と同じように地方税として短期の場合は12%がかかります
- (2) { (課税総所得 + 課税短期譲渡所得 - 50万円) × 累進税率 - 課税総所得 × 累進税率 } × 110%
- ※「取得費」、「譲渡費用」、「課税総所得」及び「累進税率」については、左の豆辞典をみてください。

「指名参加願ひ」

二月末日までに

昭和五十四年度において都留市が行う工事、製造の請負又は、物件を供給しようとする場合には、財務規則により指名参加願ひを提出していただくことになっています。指名を希望されるかたは、所定の様式「指名参加願ひ」に關係書類を添えて期日までに提出してください。

○指名（入札）の対象となるもの

- (一) 工事の請負、施設の修繕など
- (二) 物品の供給、備品類、消耗品類、原材料類

- 受付期間 二月一日～二月末日まで
- 受付場所 管理課契約係
- 提出書類 指名参加願ひ(用紙は管理課へ)

冬期における水路管理について

(お願い)

雪氷時期に当り一般国道及び県、市町村道の横断水路又は、道路に併用した水路からの溢流水が路面上において凍結し歩行者及び車の事故等を招く恐れがありますので当該事故を未然に防止するためにも溢流等のないよう十分注意をお願いします。